

2026年5月28日

〃〃〃〃〃〃

環境局長 〃〃〃〃〃〃

家庭ごみの指定袋に関する臨時的措置について

神戸市の家庭ごみの指定袋は、例年以上の製造が行われておりますが、中東情勢緊迫化の影響による不安の高まりから需要が集中したことにより、一部の小売店で一時的に品切れするといった状況が生じています。

この状況を踏まえ、需要が安定するまでの臨時的な措置として、家庭ごみの指定袋が購入できない場合に限り、下記のとおり家庭ごみの指定袋以外の袋での排出を可能とします。

1. 臨時的措置の内容

①収集する袋

- ・15Lから45Lの大きさで透明または半透明（袋越しに中身の文字等が見える程度）の袋

②収集しない袋

- ・中身が見えない袋（袋越しに中身の文字等が見えない袋）
- ・破れやすい袋
- ・水分が染み出る袋
- ・口を縛れない袋
- ・神戸市の事業系ごみ指定袋
- ・他自治体の指定袋

2. 臨時的措置の期間

2026年6月1日（月曜）から6月30日（火曜）まで

※状況によっては期間を延長する。

担当：環境局業務課 岡・白井
TEL：078-595-6141 内線 955-3586